

Xronos Inc.ソフトウェア使用許諾契約書

本パッケージに同梱されたソフトウェア製品(以下、「本製品」といいます)には、クロノス株式会社(以下、「クロノス(株)」といいます)と他のソフトウェア供給者のソフトウェアが含まれている場合があります。この契約書(以下、「本契約書」といいます)はクロノス(株)のソフトウェアに適用されますが、同梱されるその他のソフトウェアは、権利者やソフトウェア使用上での許諾条件が異なりますので、すべての「使用許諾契約書」をお読みください。本封筒を開封され使用する場合は、お客様はこれらすべての契約条件にご同意いただいたものとみなされます。これら契約書に同意されない場合には、ご使用にならずに本製品が含まれているパッケージの内容物すべてを直ちに購入元へご返品ください。

1. 本パッケージに含まれるソフトウェアに関する知的財産権はクロノス(株)またはそれぞれのソフトウェア供給者が留保しています。お客様は本製品を使用することのみが許諾されます。本契約書と他のソフトウェア供給者の契約書に関連する事項で齟齬がある場合は、本製品のクロノス(株)のソフトウェアには本使用許諾契約書が、他のソフトウェア供給者のソフトウェアには当該供給者による使用許諾条件が優先されるものとします。
2. お客様は本製品を修正、改変、翻案したり、本製品の二次的著作物を作成したりすることはできません。
3. クロノス(株)および各権利者の許諾なく、有償、無償にかかわらず、本製品またはその機能を複製、譲渡、貸与、レンタル、リース、再配布またはインターネット等により、第三者にサービスすることはできません。また、商用ホスティングサービスを行うこともできません。
4. 本製品の媒体及びコンピュータ上のクロノス(株)のソフトウェアを復元する目的でのみ複製、保管することができます。
5. お客様は、本製品を使用するためには同梱の「ソフトウェア使用許諾条件について」で指定された条件でのみインストールし、使用することができます。
6. 本製品のご使用にあたっては、知的財産権および関連法規に関する法律を遵守してください。
7. 本製品を各々の権利者の許諾を得ることなく解析することはできません。
8. 本製品に梱包された内容物に物理的な瑕疵があった場合には、無料で交換させていただきます。
9. 前項に記載された物理的な瑕疵を除き、クロノス(株)はソフトウェアの瑕疵(バグ)が無いことを保証できません。ただし、本製品に関するソフトウェアの瑕疵については、同梱の「クロノス(株)サポート会員サービス」にてご対応いたします。ただし、本製品のサポート会員サービスは日本国内のみに限定させていただきます。
10. お客様が本製品を使用し、本製品の瑕疵によってお客様に生じた損害に関するクロノス(株)の責任は、クロノス(株)に故意または重大な過失がある場合を除き、本製品の価格を上限とし、クロノス(株)の責によりお客様に現実生じた直接かつ通常の損害に限定されるものとします。
11. 本製品の仕様は、改良のため予告なく変更されることがあります。これらは、同梱の「クロノス(株)サポート会員サービス」の案内に従って支援サービスが提供されます。
12. 今後クロノス(株)より提供される本製品のアップデート版についても、特に記載の無い限り本契約が適用されるものとします。
13. アップデート版が提供された場合には速やかにアップデートを行ってください。アップデートを行わない場合、機能の全部または一部が使えなくなることがあります。
14. 本契約の一部条項が法律によって無効となった場合でも、当該条項以外は有効に存続するものとします。
15. 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、クロノス(株)の本店所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とします。

— 以上 —

TEL 03-3252-7771
FAX 03-6853-7781

クロノス株式会社
東京都千代田区神田練塀町300番地
住友不動産秋葉原駅前ビル15階

